

四半期報告書

(第8期第2四半期)

ニッシン債権回収株式会社

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
2 【その他】	29
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	30

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月14日

【四半期会計期間】 第8期第2四半期
(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員 合田益己

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル8階

【電話番号】 03(5326)3971(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山口達也

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル8階

【電話番号】 03(5326)3971(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山口達也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第8期 第2四半期連結累計期間	第8期 第2四半期連結会計期間	第7期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
営業収益 (百万円)	8,322	2,679	27,859
経常損失(△)又は 経常利益 (百万円)	△4,308	△4,753	3,245
四半期純損失(△)又は 当期純利益 (百万円)	△5,871	△6,085	1,258
純資産額 (百万円)	—	4,336	10,555
総資産額 (百万円)	—	41,421	56,717
1株当たり純資産額 (円)	—	2,773.51	8,204.92
1株当たり四半期純損失 (△)又は当期純利益 (円)	△5,399.13	△5,596.71	1,157.94
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)当期純利益 (円)	—	—	1,156.74
自己資本比率 (%)	—	7.3	15.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,617	—	△144
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,703	—	3,553
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△7,109	—	△7,178
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	830	1,618
従業員数 (名)	—	80	105

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第8期第2四半期連結累計期間及び第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	80 (5)
---------	--------

- (注) 1 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であり、外書で記載しております。
2 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3 従業員が当第2四半期連結会計期間において24名減少しておりますが、主として組織体制の見直し及び人員削減に伴うものであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	74 (5)
---------	--------

- (注) 1 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であり、外書で記載しております。
2 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3 従業員が当第2四半期会計期間において23名減少しておりますが、主として組織体制の見直し及び人員削減に伴うものであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、債権の回収等の業務を行っており生産を行っていないため、生産実績及び受注状況について記載しておりません。

(1) 債権買取額及び不動産買取額

債権買取額は、次のとおりであります。

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
	金額(百万円)	比率(%)
債権買取額	0	0.1
不動産買取額	309	99.9
合計	309	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

・買取債権の推移

買取債権の推移は、次のとおりであります。

期首残高 (百万円)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)				期末残高 (百万円)
	当期増加額 (百万円)	当期減少額			
当期買取額 (百万円)	当期回収額 (百万円)	貸倒償却額 (百万円)	その他 (百万円)		
25,685	0	895	508	257	24,024

(注) 1 当期減少額その他は、不動産担保付債権の自己競落による減少額及び買取債権の貸出参加に伴う損失分配額であります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

・営業収益の内訳

営業収益の内訳は、次のとおりであります。

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)
営業収益	2,679	100.0
買取債権回収高	1,485	55.5
不動産売上高	756	28.2
その他	437	16.3

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）経営成績の状況

当第2四半期連結会計期間における我が国経済は、サブプライム問題に端を発した世界的な金融市場混乱の長期化、また原油、原材料価格の高騰などにより、景気の後退傾向は強まり、先行きの不透明感は一層増しております。

このような状況のもと、当社グループにおきましても金融市場の信用収縮の長期化、不動産市況の著しい低迷及び流動性の低下等の影響から、資金調達環境が悪化しており、また債権管理回収業務のうち特に不動産担保付債権の回収並びに連結子会社で行う不動産業務が低迷するなど、事業環境は極めて厳しい状況が続いております。

営業収益につきましては、資金調達環境の悪化に伴い債権買取を抑制していることから回収高が伸長しなかったこと及び不動産担保付債権の回収高の低下等により、買取債権回収高は1,485百万円、不動産の流動性低下による物件売却の遅延から不動産売上高は756百万円となり、その他の収益437百万円を合わせ、合計では2,679百万円となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権買取原価895百万円、不動産市況の著しい低迷を受け不動産評価損3,393百万円を計上したことから、同評価損を含む不動産売上原価4,234百万円、その他原価66百万円を合わせ、合計では5,196百万円となりました。この結果、営業総損失は△2,517百万円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に給料手当132百万円、買取債権に伴う貸倒関連費用1,160百万円等を計上し、合計1,605百万円となりました。この結果、営業損失は△4,122百万円となりました。

営業外収益は、25百万円となり、営業外費用につきましては、主に資金調達に伴う支払利息470百万円等により、合計で656百万円となりました。この結果、経常損失は△4,753百万円となりました。

また、特別利益29百万円、特別損失149百万円、繰延税金資産の全額取り崩しによる法人税等調整額（損失）1,546百万円を含む法人税関連費用1,463百万円、少数株主利益△251百万円の計上により、四半期純損失は△6,085百万円となりました。

（2）財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、41,421百万円（前連結会計年度末比27.0%減）であり、このうち買取債権は24,024百万円（同16.4%減）、これに伴う貸倒引当金は3,708百万円（同6.7%増）となりました。また、買取不動産は13,596百万円（同29.0%減）となりました。

負債合計は37,085百万円（前連結会計年度末比19.7%減）であり、このうちの主なものは、社債、長期借入金、有価証券譲渡見合債務及び短期借入金の有利子負債36,042百万円（同16.3%減）であり、総資産有利子負債比率は87.0%となりました。

利益剰余金が、四半期純損失の計上により5,871百万円減少したことから、株主資本は3,074百万円となりました。また、評価・換算差額等△58百万円、新株予約権78百万円、少数株主持分1,241百万円を合わせて純資産額は4,336百万円となりました。なお、自己資本比率は7.3%となり前連結会計年度に比べ8.5ポイント減少いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、当第1四半期連結会計期間末に比べ238百万円減少し、830百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における営業活動による資金の増加は829百万円となりました。これは、主に税金等調整前四半期純損失が△4,874百万円、法人税等の支払額が1,098百万円となったものの、買取不動産評価損が3,393百万円、買取債権に係る資金の純増額が894百万円及び、買取不動産に係る資金の純増額が784百万円となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における投資活動による資金の増加は1,597百万円となりました。これは、主に投資有価証券に係る資金の純増額が1,495百万円と償還による収入が取得による支出を上回ったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における財務活動による資金の減少は2,665百万円となりました。これは、主に短期借入金の純減額が737百万円、長期借入金の減少額2,973百万円と、有利子負債の圧縮がすすんだことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財政上の対処すべき課題は、次のとおりです。

〈継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の発生について〉

当社グループは、第2四半期連結会計期間において4,122百万円の営業損失、4,753百万円の経常損失及び6,085百万円の四半期純損失を計上し、シンジケートローン契約（平成20年9月30日現在借入金残高2,020百万円）について財務制限条項（利益条項、純資産条項）に抵触しており、当該金融機関からの請求により期限の利益の喪失が生じる恐れがあります。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当社グループは、当該状況を解消するべく事業構造の転換を図る再建プログラムを策定し、これを強力に推進していくことにしております。

施策の詳細は「第5 経理の状況 1四半期連結財務諸表 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載しております。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定又は計画した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
計	3,200,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,087,440	1,087,440	東京証券取引所 (マザーズ)	—
計	1,087,440	1,087,440	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成16年3月30日臨時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	6個(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	480株(注)1,3,4
新株予約権の行使時の払込金額	6,250円(注)2,4
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,250円 資本組入額 3,125円
新株予約権の行使の条件	被付与者は権利行使時において、当社が認める事由ある場合を除き、当社の取締役、監査役、従業員及び顧問、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、80株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職・権利放棄等により権利を喪失した数を控除しております。
- 4 平成16年6月1日付の株式分割(1:2)、平成16年12月20日付の株式分割(1:5)、平成17年5月20日付の株式分割(1:2)、平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び、平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

②平成17年6月21日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	395個(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,580株(注)1,3,4
新株予約権の行使時の払込金額	51,549円(注)2,4
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 51,549円 資本組入額 25,775円
新株予約権の行使の条件	被付与者は権利行使時において、当社が認める事由ある場合を除き、当社の取締役、監査役、従業員及び顧問、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、4株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職・権利放棄等により権利を喪失した数を控除しております。
- 4 平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び、平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成18年8月7日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	1,150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,150株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	67,362円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～平成23年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 67,362円 資本組入額 33,681円
新株予約権の行使の条件	①当社取締役 権利行使時において、原則として、当社取締役の地位を有していることを要する。 ②当社執行役員 権利行使時において、原則として、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していることを要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合においては、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる株式の数
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。
- (7) 新株予約権の取得承認
譲渡による当該新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要する。

4 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

②平成18年8月7日取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	2,760個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,760株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	58,380円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～平成23年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 58,380円 資本組入額 29,190円
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、原則として、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していることを要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株あります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

- 2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

- 3 組織再編成時の取扱い

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合においては、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる株式の数
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
 - (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。
 - (7) 新株予約権の取得承認
譲渡による当該新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要する。
- 4 新株予約権の取得条項
- (1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	1,087,440	—	1,736	—	1,522

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
N I S グループ株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目6-1 新宿エルタワー25階 (登記簿上の本店所在地 愛媛県松山市千舟町5丁目7番地6)	800,000	73.6
ゴールドマン サックス インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2 BB, U.K	9,984	0.9
エイチエスピーシー バンク ピーエルシー クライアンツ ノンタックス トリーーティ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	8 CANADA SQUARE, LONDON E14 5 HQ	9,112	0.8
寄 岡 正 一	東京都杉並区	8,440	0.8
合 田 益 己	東京都北区	6,723	0.6
天 野 量 公	東京都千代田区	6,100	0.6
バンク プリベ エドモンド デ ロスチャイルド ヨーロッパ	20、BOULEVARD EMMANUEL SERVAIS L 2535 LUXEMBOURG	4,995	0.5
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	4,800	0.4
バンク オブ ニューヨーク ジージーエム クライアント アカウント ジェイピーアールディアイ エイスジー エフイー エイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM	4,061	0.4
リーマン ブラザーズ インターナショナル レンディング	25 BANK STREET LONDON E14 5LE ENGLAND	4,012	0.4
計	—	858,227	78.9

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,087,440	1,087,440	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,087,440	—	—
総株主の議決権	—	1,087,440	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3株（議決権3個）含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	14,650	13,570	10,880	6,340	5,000	5,200
最低(円)	12,540	9,190	5,370	4,250	2,360	1,702

(注) 株価は、東京証券取引所市場（マザーズ）におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の四半期連結財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	830		1,618	
買取債権	※2 24,024		※2 28,750	
その他の営業債権	2,065		2,236	
買取不動産	※2 13,596		※2 19,145	
繰延税金資産	—		1,571	
その他	721		987	
貸倒引当金	△3,708		△3,473	
流動資産合計	37,530		50,835	
固定資産				
有形固定資産	※1 25		※1 28	
無形固定資産	21		12	
投資その他の資産				
投資有価証券	※2 3,302		5,107	
繰延税金資産	—		58	
その他	557		691	
貸倒引当金	△16		△16	
投資その他の資産合計	3,842		5,841	
固定資産合計	3,890		5,882	
資産合計	41,421		56,717	
負債の部				
流動負債				
短期借入金	※2 15,236		※2 17,014	
1年内返済予定の長期借入金	※2 14,467		※2 15,796	
1年内償還予定の社債	300		130	
有価証券譲渡見合債務	※4 1,165		—	
未払法人税等	4		1,806	
賞与引当金	27		—	
役員賞与引当金	—		12	
繰延税金負債	27		—	
その他	982		1,261	
流動負債合計	32,211		36,020	
固定負債				
社債	500		750	
長期借入金	※2 4,373		※2 9,391	
その他	0		0	
固定負債合計	4,873		10,141	
負債合計	37,085		46,162	

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間末
(平成20年9月30日)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成20年3月31日)

純資産の部		
株主資本		
資本金	1,736	1,736
資本剰余金	1,522	1,522
利益剰余金	△184	5,686
株主資本合計	3,074	8,945
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△58	△23
繰延ヘッジ損益	△0	△0
評価・換算差額等合計	△58	△23
新株予約権	78	102
少数株主持分	1,241	1,531
純資産合計	4,336	10,555
負債純資産合計	41,421	56,717

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		
営業収益		
買取債権回収高		4,805
不動産売上高		2,483
その他の収益		1,032
営業総収入合計		8,322
営業費用		
債権買取原価		3,368
不動産売上原価	※2	5,875
その他の原価		103
営業費用合計		9,348
営業総損失（△）		△1,025
販売費及び一般管理費	※1	2,334
営業損失（△）		△3,360
営業外収益		
受取利息		11
還付消費税等		18
還付加算金		15
その他		10
営業外収益合計		57
営業外費用		
支払利息		806
持分法による投資損失		33
投資有価証券売却損		109
その他		54
営業外費用合計		1,005
経常損失（△）		△4,308
特別利益		
新株予約権戻入益		23
特別利益合計		23
特別損失		
投資有価証券評価損		149
特別損失合計		149
税金等調整前四半期純損失（△）		△4,434
法人税、住民税及び事業税		9
法人税等調整額		1,657
法人税等合計		1,666
少数株主利益		△230
四半期純損失（△）		△5,871

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
営業収益	
買取債権回収高	1,485
不動産売上高	756
その他の収益	437
営業総収入合計	2,679
営業費用	
債権買取原価	895
不動産売上原価	※2 4,234
その他の原価	66
営業費用合計	5,196
営業総損失（△）	△2,517
販売費及び一般管理費	※1 1,605
営業損失（△）	△4,122
営業外収益	
受取利息	6
還付加算金	16
その他	2
営業外収益合計	25
営業外費用	
支払利息	470
持分法による投資損失	30
投資有価証券売却損	109
その他	46
営業外費用合計	656
経常損失（△）	△4,753
特別利益	
新株予約権戻入益	22
賞与引当金戻入額	7
特別利益合計	29
特別損失	
投資有価証券評価損	149
特別損失合計	149
税金等調整前四半期純損失（△）	△4,874
法人税、住民税及び事業税	△82
法人税等調整額	1,546
法人税等合計	1,463
少数株主利益	△251
四半期純損失（△）	△6,085

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失（△）	△4,434
減価償却費	5
貸倒引当金の増減額（△は減少）	234
賞与引当金の増減額（△は減少）	27
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△12
受取利息及び受取配当金	△43
支払利息	806
投資事業組合運用損益（△は益）	△184
投資有価証券評価損益（△は益）	149
投資有価証券売却損益（△は益）	109
買取不動産評価損	3,396
貸倒債却額	1,102
その他	22
小計	1,181
利息の受取額	22
利息の支払額	△826
法人税等の支払額	△1,522
小計	△1,144
買取不動産の買取による支出	※2 △88
買取不動産の売却による収入	2,482
買取債権の買取による支出	△0
買取債権の回収による収入	※2 3,368
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,617
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△14
投資有価証券の取得による支出	△246
投資有価証券の償還による収入	1,319
投資有価証券の売却による収入	524
関係会社貸付金の回収による収入	121
その他	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,703
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	2,130
短期借入金の返済による支出	△3,918
長期借入れによる収入	500
長期借入金の返済による支出	△6,846
債券譲渡見合債務による収入	1,165
社債の償還による支出	△80
その他	△60
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,109
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△787
現金及び現金同等物の期首残高	1,618
現金及び現金同等物の四半期末残高	830

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

当社グループは、第2四半期連結会計期間において4,122百万円の営業損失、4,753百万円の経常損失及び6,085百万円の四半期純損失を計上し、シンジケートローン契約（平成20年9月30日現在借入金残高2,020百万円）について財務制限条項(利益条項、純資産条項)に抵触しており、当該金融機関からの請求により期限の利益の喪失が生じる恐れがあります。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

損失発生の主な原因は、不動産市況の著しい低迷及び流動性の低下等から、不動産担保付債権における回収高及び不動産売上高の減少に加え不動産の評価損を計上したこと並びに繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、繰延税金資産を全額取り崩したことなどによります。

当社グループは、当該状況を解消するべく事業構造の転換を図る再建プログラムを策定し、これを強力に推進していくことにしております。まず、収益構造においては、当社グループがこれ迄培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に生かした業務の開発と、これら業務ノウハウの延長線上にある回収受託業務を中心としたフィービジネスへの移行による手数料収入の拡大を図り、資金効率を高めた収益構造への転換を図ります。

また、これらの収益構造の転換を支えるべく、現状の財務体質を改善するために、資金調達面での強化を図り、財務基盤の安定化を目指して、当社の親会社であるNISグループ株式会社からの更なる資金支援を受けるとともに、各取引金融機関に対し、資金調達協力を依頼することによって安定化を図ることにしております。加えて、買取債権の回収及び不動産の売却を促進することによって、取引金融機関からの借入金の返済財源の確保を行います。なお、シンジケートローンについては契約変更等を要請する交渉に入っています。

以上の収益構造の転換及び財務基盤の安定化により、当社グループの事業規模に見合った人員によるスリムな組織体制を構築し、固定費の圧縮による経費削減を行うことによって、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消出来るものと判断しております。なお、四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 25百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 23百万円
※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 買取債権 8,583百万円 買取不動産 10,495百万円 投資有価証券 823百万円 合計 19,902百万円 上記に対応する債務 短期借入金 3,604百万円 1年内返済予定の長期借入金 9,110百万円 長期借入金 3,124百万円 合計 15,839百万円 なお、上記以外に親会社NISグループ㈱より連帯保証及び営業貸付金645百万円の担保提供を受けております。	※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 買取債権 8,229百万円 買取不動産 15,213百万円 合計 23,442百万円 上記に対応する債務 短期借入金 5,034百万円 1年内返済予定の長期借入金 8,049百万円 長期借入金 5,865百万円 合計 18,949百万円
3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 運転資金の効率的な調達を行うため、親会社NISグループ㈱と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額 11,590百万円 借入実行金額 △11,590百万円 差引額 —	3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 運転資金の効率的な調達を行うため、親会社NISグループ㈱と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額 12,300百万円 借入実行金額 △10,550百万円 差引額 1,750百万円
※4 連結子会社である匿名組合出資契約の地位を第三者に譲渡することにより、資金調達を行っております。当該譲渡契約には実質的な買戻し条件が付されており、短期的に地位の買戻しが行われることが見込まれるため、金融取引として処理しております。なお、譲渡代金については有価証券譲渡見合債務として認識しております。また、匿名組合出資金は連結上相殺消去されており、相殺額は1,938百万円であります。	—————

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

貸倒引当金繰入額	1,325百万円
役員報酬	49百万円
給料手当	283百万円
賞与引当金繰入額	27百万円
法定福利費	40百万円
租税公課	109百万円
減価償却費	5百万円
賃借料	88百万円

※2 買取不動産の評価基準及び評価方法

買取不動産売却原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は3,396百万円であります。

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

貸倒引当金繰入額	1,160百万円
役員報酬	23百万円
給料手当	132百万円
法定福利費	17百万円
租税公課	38百万円
減価償却費	2百万円
賃借料	43百万円

※2 買取不動産の評価基準及び評価方法

買取不動産売却原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は3,393百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 現金及び現金同等物の第2四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	830百万円
現金及び現金同等物	830百万円

※2 「営業活動によるキャッシュ・フロー」における「買取債権の回収による収入」及び「買取不動産の買取による支出」には不動産担保付債権の自己競落による回収額251百万円が含まれておりません。

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期連結会計期末
普通株式（株）	1,087,440

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期連結会計期末
普通株式（株）	—

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）	当第2四半期連結会計期間 末残高(百万円)
提出会社	普通株式	—	78
合計		—	78

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行つておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 22百万円

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

全セグメント営業収益の合計、営業利益の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
2,773円51銭	8,204円92銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	4,336百万円	10,555百万円
普通株式に係る純資産額	3,016百万円	8,921百万円
差額の主な内訳		
新株予約権	78百万円	102百万円
少数株主持分	1,241百万円	1,531百万円
普通株式の発行済株式数	1,087,440株	1,087,360株
普通株式の自己株式数	—	—
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	1,087,440株	1,087,360株

2. 1 株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日至 平成20年9月30日)	
1 株当たり四半期純損失	5,399円13銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失	5,871百万円
普通株式に係る四半期純損失	5,871百万円
普通株主に帰属しない金額の内訳	— 百万円
普通株式の期中平均株式数	1,087,417株
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳	— 百万円
四半期純利益調整額	— 百万円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数	
新株予約権	—
普通株式増加数	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日至 平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純損失	5,596円71銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失	6,085百万円
普通株式に係る四半期純損失	6,085百万円
普通株主に帰属しない金額の内訳	— 百万円
普通株式の期中平均株式数	1,087,417株
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳	— 百万円
四半期純利益調整額	— 百万円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数	—
新株予約権	—
普通株式増加数	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月13日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 高瀬敬介 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山本公太 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第2四半期連結会計期間において重要な営業損失、経常損失及び四半期純損失を計上し、シンジケートローンの財務制限条項に一部抵触しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月14日

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員 合田益己

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山口達也

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル8階

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 合田益己及び当社最高財務責任者 山口達也は、当社の第8期第2四半期(自平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

